

# 世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2010.5.5/15 No. 74 連絡先 FAX 042-555-1911



## 「普天間基地」県内ノー！ 心ひとつに 4.25沖縄県民大会 9万人超える



4月25日、「普天間基地の県内移設反対」を求める沖縄県民大会が開かれ、仲井眞県知事をはじめ、県内41市町村すべての首長が出席(石垣市・久米島町は代理)、9万人を越える住民と支援団体が集まり大成功でした。地元紙は号外も発行し、翌日は集会の様子を大きく報道しました。県外でも連帯した集会が全国的に取り組みられました。(写真：大西照雄氏)



## 「沖縄県民大会政府要請団と連帯する 4.26東京集会」

大会翌日、約100人の大会代表団を迎え、都内で連帯集会が開かれました。伊波宜野湾市長、稲嶺名護市長、島袋うるま市長はじめ、民主、社会大衆、共産、自民、公明、社民などのあいさつがありました。立場の違いをこえて「県内基地ノー！」で心一つにした熱い集会でした。連帯を広げましょう。(写真：塚越兼吉氏)

## 公約破り鳩山首相「辺野古浅瀬計画」持って沖縄へ 怒りの火に油注ぐ

沖縄県民の「県内基地ノー」の民意を鳩山首相はまったく理解できていないようです。鳩山首相は5月4日、就任後初めて沖縄を訪問、自らの公約「国外、最低でも県外」を破り、県内移設(辺野古浅瀬計画)と鹿児島県徳之島への一部移転を組み合わせた方針を伝えました。

稲嶺名護市長は勿論「ノー」の回答です。また、鳩山首相に一縷の期待を持って伊波宜野湾市長との会談を見守った市民は、深く落胆しやがて大きな怒りへと変わっていったそうです。

沖縄は戦後、アメリカの占領下に置かれてきましたが、本土と連帯した運動で1972年に祖国復帰しました。が、いま、日本の人口の1%の沖縄、日本の面積の0.6%の沖縄に、在日米軍基地の74%が集中し、耐え難い苦しみの中にいます。怒りは、基地のない沖縄への闘いに！

また、鹿児島県徳之島は、先に島民6割が参加して「基地ノー」の大集会を行いましたが、5月7日に鳩山首相と会談した徳之島3町長は移転を拒否、25,800人分の署名を手渡しました。

5月8日には鹿児島市で「徳之島に基地ノー」の集会が行われ、5,000人が参加しました。

日本共産党の志位和夫委員長が、アメリカ訪米に先立ちアメリカ大使館に行き、ルース米大使に「普天間基地は無条件撤去しかない」と伝え、アメリカでも普天間基地の無条件撤去を広く訴えたことは本当に素晴らしい。鳩山首相は、普天間基地無条件撤去でアメリカと交渉を！

## 三多摩メーデーで横田基地撤去を訴える

5月1日、青空のもと、三多摩メーデーが井の頭公園で開催され、7,500人が集いました。「横田基地の撤去を求める西多摩の会」は、窪田事務局長が横田基地の撤去を訴え、毎月第3日曜日の座り込み行動への参加を呼びかけました。沖縄県民と連帯し「沖縄(普天間)を返せ」を歌いました。(写真提供：塚越兼吉氏)



## 米軍基地権でも密約 旧安保(1952. 4. 28発効)の特権温存いまでも (No. 74 裏面)

1952年4月28日に旧日米安保条約は発効しました。この条約に基づく行政協定の3条1項は、米軍が基地内で「設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な権利、権力及び権能を有する」と規定していました。1960年の安保改定に伴って行政協定は地位協定に代わり「権利、権力、権能」という文言は消えましたが、特権は密約で温存されていたのです。

### 「4・27安保体制の異常を告発するつどい」で「密約」明らかに

4月27日、日本平和委員会主催のつどいで、国際問題研究者の新原昭治氏は、1960年の安保条約に基づく協定改定時に、米軍基地権が密約で温存されていたことを明らかにしました。

### 1960年、行政協定から地位協定への手直しは、どう説明されたか

岸信介首相（当時）「…今度の改定は、日本が独立国にふさわしいような自主性を持った日米間で、日本が従来アメリカ一方的であったのを、日本の自主的な意志をこの上にも取り入れて、対等なものにするという改定でございます。」（1960年6月12日、参院日米安保条約等特別委員会）

高橋通敏外務省条約局長（当時）「前の協定では、第3条におきまして、施設について『設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び機能を有する』という規定がありましたが、この規定は、あたかも米国側が非常な特権的な地位を持っているという誤解を与えるものだったので、こんどの新協定ではこれを改めて、『設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置をとることができる』と表現を改めた次第です。」（1960年3月25日、衆院日米安保条約等特別委員会）

### 旧安保に基づく行政協定の第3条1項は、どういうものだったか

◇行政協定3条（第1項） 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。合衆国は、また、前記の施設及び区域に隣接する土地、領水及び空間又は前期の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛及び管理のため前記の施設及び区域への出入りの便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。本条で許与される権利、権力及び権能を施設及び区域外で行使するに当たっては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。

### 新安保に基づく地位協定の第3条1項は、どういうものだったか

◇地位協定第3条（第1項） 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入りの便を図るため、合衆国軍隊の要請があったときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前期の目的のため必要な措置を執ることができる。

### 米解禁文書で アメリカの軍事基地をめぐる特権「基地権」の継続が明らかに

「日本政府は第3条1項の新しい文言のもとで施設及び区域内の米国の権利を変更しないままにすることを文書で確認する用意ができていますが、この趣旨の公表覚書への同意をしぼっている。日本政府は秘密了解にして新しい日米安保条約と行政協定の調印以前に藤山（外相）と私（マッカーサー大使）が頭文字署名をおこない、その後新しい日米安保条約と行政協定が発効するさい合同委員会の記録に入れることを同意している。日本政府が合同委員会文書に対して支持している「部外秘」扱いは、彼らの目的にとって十分な秘密区分である。」

「日本国における合衆国軍隊の使用のため日本国政府によって許与された施設及び区域内での合衆国の権利は、1960年1月19日にワシントンで調印された協定第3条第1項の改定された文言のもとで、1952年2月28日に東京で調印された協定のもとでと変わることなく続く。」